

## ポストドクター等の雇用・進路に関する調査(2018年度実績) Q&A

**Q1:「ポストドクター等の雇用・進路に関する調査」とは何か。**

A1: 文部科学省において、日本国内の大学・公的研究機関で研究に従事しているポストドクター等の人数、属性、雇用及び進路の状況等の把握により、若手研究者を取り巻く課題を分析し、今後の施策の検討に資するため、平成 16 年度(2004 年度)の実績調査より定期的に行っている調査です。平成 27 年度(2015 年度)の実績調査より、総務省統計局による政府統計(一般統計調査)の指定を受けています。

**Q2: 今回の調査の対象者は何か。**

A2: 平成 30 年度(2018 年度)内に在籍したポストドクター等の雇用・進路状況について調査を行います。

**Q3: ポストドクター等の定義は何か。**

A3: 博士の学位を取得した者又は所定の単位を修得の上博士課程を退学した者(いわゆる「満期退学者」)のうち、任期付で採用されている者で、①大学や大学共同利用機関で研究業務に従事している者であって、教授・准教授・助教・助手等の学校教育法第 92 条に基づく教育・研究に従事する職にない者、又は、②独立行政法人等の公的研究機関(国立試験研究機関、公設試験研究機関を含む。)において研究業務に従事している者のうち、所属する研究グループのリーダー・主任研究員等の管理的な職にない者をいいます。

**Q4: 例えば、特任教授や特別教授等はポストドクター等の定義に該当するのか。**

A4: 特任教授や特別教授等が、学校教育法第 92 条に基づく教育・研究に従事する職にあたる場合には、ポストドクター等の定義には該当しません。なお、上記 Q3 の「ポストドクター等」の定義に該当する者は、特任教授や特別教授等の称号にかかわらず、本調査の対象となります。

(参考)

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)抜粋

第九十二条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

○2 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

○3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

○4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

○5 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

○6 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

○7 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

○8 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

○9 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

○10 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

**Q5: 日本学術振興会特別研究員、日本学術振興会外国人特別研究員はポストドクター等の定義に該当するのか。**

A5: 日本学術振興会特別研究員(PD、SPD、RPD)、日本学術振興会外国人特別研究員は、全てポストドクター等の定義に該当しますので、回答してください。

**Q6: 日本学術振興会特別研究員の所属は日本学術振興会になるのか。もしくは、受入先の機関になるのか。**

A6: 受入先の機関になります。

**Q7: 雇用関係のない者は回答しなくてもよいのか。**

A7: 雇用関係の有無にかかわらず回答してください。

**Q8: 平成 30 年度にポストドクター等が在籍していない場合はどうすればよいか。**

A8: 調査票の右上の連絡先を記入のうえ、[jinzai@mext.go.jp](mailto:jinzai@mext.go.jp)、[pd@nistep.go.jp](mailto:pd@nistep.go.jp) まで電子メールにて提出してください。

**Q9: 平成 31 年 4 月 1 日時点で当該機関を退職し無職になった場合、「18. 在籍状況」欄はどれを選択するのか。**

A9: 「18. 在籍状況」の選択肢のうち「4 当該機関を転出」を選択し、以降の 19~23 の項目にお答えください。なお、平成 31 年 4 月 1 日時点で当該機関に所属していないことが明らかである場合には、「18. 在籍状況」の選択肢のうち「9 不明・死亡」ではなく、「4 当該機関を転出」を選択してください。

**Q10: 平成 30 年度内に博士号を取得した場合、「7. 博士号の有無」はどのように回答するのか。**

A10: 平成 31 年 3 月 31 日時点までに博士号を取得したことが判明している場合は、博士号取得として回答してください。

**Q11: 平成 30 年度中に複数の異なる研究室(同一機関)に所属していた場合、「11. 分野」、「12. 在籍研究室の企業との共同・受託研究の実績」、「13. 主な雇用財源」、「14. 機関負担の社会保険加入状況」はどのように回答するのか。**

A11: 平成 30 年度中に最も長く在籍した研究室について回答してください。なお、平成 30 年度中に最も長く在籍した研究室が複数存在する場合は、そのうちの直近の研究室について回答してください。